

## 令和3年度「生活者としての外国人」のための日本語教育事業 地域日本語教育実践プログラムの概要

### 1. 本事業の目的

日本国内に定住している外国人等を対象とし、日常生活を営む上で必要となる日本語能力等を習得できるよう、各地域の先進的または広域的な優れた取組を支援するものです。また、これらの取組を通じ地域における日本語教育の拠点が各地に整備され、日本語教育の推進が図られることを目的とします。

### 2. 事業内容

#### (1) 地域日本語教育実践プログラム（A）

「生活者としての外国人」に対する①日本語教育の実施、②日本語教育を行う人材の養成・研修の実施、③日本語教育のための学習教材の作成の全てを組み合わせて実施する優れた取組を支援します。

実施に当たっては、文化審議会国語分科会で取りまとめた「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について等（※）を活用することとしています。

#### (2) 地域日本語教育実践プログラム（B）

地域の創意に基づき、多様な機関等との連携・協力を図り、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の体制整備を推進する、①関係機関等の連携・協力を推進する検討体制の整備、②多様な機関等との連携・協力に基づく日本語教育の実施、③取組の成果の発信及び住民の日本語教育への理解の促進、④その他、これらに類するものの中から複数を組み合わせ（取組のいずれか一つ以上に必ず日本語教育の実施を含む）実施する優れた取組を支援します。

#### (3) 地域日本語教育実践プログラム（C）

地域における日本語教育で共通する特定のニーズや課題解決のための先進的な取組（ICTを活用した先進的な日本語教育の取組や地域で生活する外国人の特定のニーズに応じた日本語教育の取組等）に対する支援を行います。①企画・評価・運営委員会（以下運営等委員会）の設置、②「生活者としての外国人」に対する日本語教育に共通する特定のニーズに応じた日本語教育の実施もしくは先進的な日本語教育（30時間以上）の実施、③取組の成果の発信や普及及び住民の日本語教育への理解の促進、は必須の取組です。

### 3. 支援対象

本事業の対象となるのは、次の（1）から（3）のいずれかの要件を満たす団体です。

- (1) 都道府県又は市区町村（それぞれ教育委員会を含む。都道府県・政令指定都市は新規応募不可。）
- (2) 法人格を有する団体
- (3) 法人格を有しないが、次の①から④の要件を全て満たしている団体
  - ① 定款又は寄附行為に類する規約等を有すること。
  - ② 団体の意思を決定し、執行し、代表する組織を有すること。
  - ③ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。

- ④ 団体の活動の本拠としての事務所を有すること。
- ⑤ 団体の収支を記録した会計帳簿を作成していること。

※ 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について等とは、文化審議会国語分科会で取りまとめた以下のものをいいます。

- ① 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について
- ② 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案 活用のためのガイドブック
- ③ 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案 教材例集
- ④ 「生活者としての外国人」に対する日本語教育における日本語能力評価について
- ⑤ 「生活者としての外国人」に対する日本語教育における指導力評価について

# 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業 (地域日本語教育実践プログラム)

(前年度予算額 46百万円)  
令和3年度予算額 44百万円

【課題】 地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要がある。

【目的】 日本国内に定住している外国人等を対象とし、日常生活を営む上で必要となる日本語能力等を習得できるよう、NPO法人や公益法人等が行う日本語教育の教育上の課題や、都道府県域を越えた広域的な課題等を解決するための先進的な取組を支援する。

《令和2年度委託実績》

- 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年7月、外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議で改訂）
- 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月、閣議決定）
- 成長戦略フォローアップ（令和2年7月、閣議決定）

- ・採択件数：プログラム（A）11件，（B）9件
- ・受託団体：NPO法人，公益法人，大学等
- ・採択金額：約220万円/件

## プログラム A

※新規応募不可（継続団体のみ）

### 日本での生活に必要な日本語を習得

#### 「標準的なカリキュラム案」等の活用による取組

「生活者としての外国人」に対する標準的なカリキュラム案等を活用し、地域の実情・外国人の状況に応じた以下の取組に対する支援を行う。

○日本語教育の実施 ○人材の育成 ○教材の作成

#### 文化審議会国語分科会が取りまとめた報告・成果物の普及



## プログラム B

※新規応募不可（継続団体のみ）

### 外国人の円滑な社会生活の促進

#### 地域資源の活用・連携による総合的取組

地域の文化活動・市民活動等に外国人の参加を促しつつ日本語教育を実施する取組等に対する支援を行う。

(取組例) 防災や地域行事と連携した日本語教育の取組 等

## プログラム C

### 特定のニーズに対応する日本語教育の推進

#### 地域における日本語教育で共通する特定のニーズや課題解決のための先進的な取組

ICTを活用した先進的な日本語教育の取組や地域で生活する外国人の特定のニーズに応じた日本語教育の取組等に対する支援を行う。

(想定される取組例)

- ・ICTを活用した物理的制約のある外国人に対する日本語教育の取組  
例：山間部や豪雪地帯などに居住する外国人に対し、ZOOM等を利用した効果的な日本語教育を行う取組への支援
- ・就労等の事情により時間的制約のある外国人に対する日本語教育の取組  
例：企業等と協力し、就労後に学べるよう夜間に教室を開講するなど日本語学習に課題を抱える外国人に対する日本語教育を行う取組への支援

※令和3年度以降プログラムA及びBの新規募集停止により令和4年度未だ完全統合予定

統合

先進的な取組の支援を通じて、外国人の日本での生活に必要な日本語習得、円滑な社会生活の促進、さらに特定のニーズに対応する日本語教育の推進を図る